

「歯と口腔の健康」条例制定

宮古市 災害時の衛生確保も

宮古市は18日に開会した市議会3月定例会で、歯と口腔の健康づくりに関する

条例案を可決した。東日本大震災の教訓を生かし、災害発生時も口腔衛生を確保することなどを明文化し

た。歯科口腔に関する条例制定は、県内自治体で初となる。

市によると、県の調査では、市内で2011年度に虫歯のあった3歳児の割合は18.85%。西和賀町に次い

で2番目に低く、県平均の26.68%も大きく下回った。

条例では、災害に備えた口腔保健サービスの提供体制を確立するほか、事業者が従業員に対して歯科検診を受ける機会を確保するよう明記。13年度中に基本計画を策定する。

市では歯と口腔の健康づくりに力を入れ、歯科医師による母子検診時の指導

や、仮設住宅の高齢者訪問などを行っている。市健康課の菊池広義長は「条例を通じて市民への更なる意識啓発を図りたい」としている。